

成年後見制度の報酬助成・申立費用助成制度の推進に関する
意見書

2026年（令和8年）7月17日

日本弁護士連合会

第1 意見の趣旨

1 成年後見制度（法改正後の補助制度を含む。）の報酬助成制度について

- (1) 国は、低所得の高齢者、知的障害者及び精神障害者に対して行う、後見人、保佐人、補助人、特定補助人（以下「後見人等」という。）、後見監督人、保佐監督人、補助監督人（以下「法定後見監督人」という。）、任意後見監督人（以下、法定後見監督人、任意後見監督人を総称して「監督人等」という。）及び財産管理人の報酬（以下「報酬」という。）の助成制度（以下「報酬助成制度」という。）について、助成要件、助成対象及び助成基準を全国で統一すべきである。

併せて、その際には特に以下の点に留意すべきである。

① 助成要件及び助成対象について

ア 申立類型に関して、市町村長申立てに限定せず、本人申立て及び親族申立ても含めること。

イ 生活保護受給世帯及びそれに準じた世帯に限定しないこと。

ウ 本人の収入に関して、成年後見制度（法改正後の補助制度を含む。）（以下「成年後見制度」という。）の利用を抑制するような金額設定をしないこと。具体的には、収入の上限額に関して、原則として本人の収入の上限額を年220万円未満（手取り）に設定しないこと及び本人の世帯収入を考慮しないこと。なお、上限額の設定に関して、物価の地域差を加味することまで否定するものではない。

エ 本人の資産に関して、成年後見制度の利用がいたずらに制限されるような金額設定をしないこと。具体的には、資産の上限額に関して、本人の金融資産額の上限額を原則として100万円未満に設定しないこと、原則として本人の資産として居住用不動産を考慮しないこと及び本人の世帯資産を考慮しないこと。なお、上限額の設定に関して、物価の地域差を加味することまで否定するものではない。

オ 助成対象を後見人等の報酬に限定せず、監督人等、財産管理人の報酬も含めること。

カ 本人死亡後に生前の報酬審判がなされた場合も、報酬助成の対象とすること。

② 助成基準額について

報酬助成額を家庭裁判所の報酬審判額に合わせる。ただし、上限額を設定することもやむを得ないところ、上限額を年額40万円未満に設定しないこと、また、将来的な物価の上昇に合わせて適時の改定を行うこと。

③ その他

ア 報酬助成制度による助成金の振込先について、本人口座だけでなく、後見人等及び監督人等の口座も可能とすること。

イ 助成の申請期限について、報酬審判日から少なくとも半年以上の期間とすること。

(2) 前項を達するため、国は、報酬助成について、義務的経費としてこれを負担する財政上の措置を講じるべきである。

(3) 仮に前項の措置を直ちに講じることができない場合であっても、国は、高齢者関係、障害者関係を問わず報酬助成事業を一律必須事業とした上で、市町村に対する補助を充実させるとともに、国が定める統一的条件と国による補助金交付とを紐付け、国が定める条件を充足した場合にのみ補助金を交付する仕組みに改め、市町村がその条件を遵守するよう促す制度設計とすべきである。その際、以下の点に留意すべきである。

① (1)①ないし③に同じ。

② 複数市町村が関与する場合に、いずれの市町村が成年後見制度利用支援事業を実施するかに関する考え方及び判断方法を明確化すべきであること。

2 成年後見制度の開始審判の申立費用助成制度について

(1) 国は、低所得の高齢者、知的障害者及び精神障害者に対する後見等開始審判申立費用（法改正後の補助、特定補助開始審判申立費用を含む。）及び任意後見監督人選任申立費用（以下、総称して「申立費用」という。）の助成制度（以下「申立費用助成制度」という。）について、助成要件、助成対象及び助成基準を全国で統一すべきである。加えて、その助成要件は、報酬助成制度のそれよりも緩やかに設定すべきであり、また、助成対象も市町村長申立てに限定せず、本人申立てや親族申立ての場合も対象とすべきであるし、また、後見等の全ての種類の開始審判の申立て、任意後見監督人選任申立てを対象とすべきである。

(2) 前項を達するため、国は、申立費用助成について、義務的経費としてこれを負担する財政上の措置を講じるべきである。

(3) 仮に前項の措置を直ちに講じることができない場合であっても、国は、高齢者関係、障害者関係を問わず申立費用助成事業を一律必須事業とした上で、市町村に対する補助を充実させるとともに、国が定める統一的条件と国による補助金の交付とを紐付け、国が定める条件を充足した場合にのみ補助金を交付する仕組みに改め、市町村がその条件を遵守するよう促す制度設計とすべきである。

3 報酬助成制度及び申立費用助成制度の周知方法

国は、報酬助成制度及び申立費用助成制度について、各市町村に対し、そのホームページ等に、利用者が検索しやすく、見やすい体裁で、申請・相談窓口、申請手続、申請書式、適用要件、適用対象及び助成基準額等の情報を掲載するよう促すべきである。

第2 意見の理由

1 成年後見制度利用支援事業の推進に関する調査研究事業報告書について

第二期成年後見制度利用促進基本計画（令和4年度～令和8年度）において、成年後見制度利用支援事業の推進は、優先して取り組むべき事項とされた。

これを受け、2025年（令和7年）3月、令和6年度老人保健健康増進等事業として株式会社野村総合研究所が実施した「成年後見制度利用支援事業の推進に関する調査研究事業」の報告書（以下「本報告書」という。）が公表された。

本報告書は、第二期成年後見制度利用促進基本計画に基づき、成年後見制度の改正動向も見据えつつ、成年後見制度利用支援事業を更に推進するために、以下の項目について調査を実施し、結果をまとめたものである。

- (1) 各市町村における市町村申立・利用支援事業の実務等に関する課題、ニーズ等
- (2) 各市町村における利用支援事業の対象範囲（申立者・類型・資力の有無・対象費用）
- (3) 各市町村における利用支援事業により被後見人に助成した件数、助成金額の状況等
- (4) 当事者団体における市町村申立・利用支援事業に対する認識やニーズ等
- (5) 専門職団体における市町村申立・利用支援事業に対する認識やニーズ等企画検討委員会の設置・運営

同事業においては、全国の成年後見制度担当部署を対象としたアンケート調査が実施され、かつ一部の市町村、専門職団体、中核機関等の関係機関からのヒアリングが実施されている。

本意見書は、本報告書における調査・総括・提言内容を踏まえつつ、国に対して、報酬助成制度及び申立費用助成制度の推進に積極的に取り組むことを求めるものである。

2 報酬助成制度について

(1) 報酬助成制度の重要性について

成年後見制度利用促進基本計画において、全国のあらゆる地域においても成年後見制度を必要とする人が制度を利用できるようにすることが目指されている。この趣旨は、利用者本位の視点や本人の意思決定支援を重視した法改正後の補助制度においても変わりはない。

他方で、昨今、成年後見の社会化が進み、2025年（令和7年）は、後見人等に選任された者のうち、親族以外の者が全体の83.6%を占め¹、その大半が弁護士等の専門職である。法改正の前後においても、親族以外の者、特に専門職が成年後見制度の主たる担い手となることが想定される。

もっとも、現行の成年後見制度の下において、本人に資力がなく報酬の支払いがなされない案件が相当数あり、専門職が無報酬で後見人等の事務を担う場合がある。しかしながら、このような専門職の善意や義務感に依拠するような制度では、専門職が後見人等を務める体制を維持することが困難となる。成年後見制度を全国津々浦々で持続可能な形で展開していくためには、本人の所得が低い場合であっても、専門職が適切に報酬を受ける環境を整備すること、特に無報酬案件をなくすことが肝要であり、そのためには、行政による経済的支援、すなわち報酬助成制度が必要不可欠である。

(2) 報酬助成制度の助成要件及び助成対象が全国で統一されるべきことについて

成年後見制度利用支援事業は、多くの市町村において要綱が設けられているものの、未整備の市町村もある。市町村ごとに助成要件、助成対象や助成基準等に関する要綱が異なっており、報酬助成の要件及び対象をかなり限定している市町村も多い。また、要綱で定める助成要件及び助成対象と運用に齟齬がある市町村もあり、居住地によって助成の可否、内容が異なる不公平な状態となっている。さらには、複数の市町村が関わる事案において、ある市町村が報酬助成の要件を限定しているために結果的に同制度を利用できないなどの課題もつとに指摘されているところである。

¹ 最高裁判所事務総局家庭局「成年後見関係事件の概況（令和7年1月～12月）」
<https://www.courts.go.jp/assets/20260316koukengaikyoku-r7.pdf>

後見等開始申立て時に報酬助成の有無を明確に予測できないことから、専門職の担い手を確保できず、申立てを断念するケースも少なからずある。後見等開始後も、例えば、他の市町村に本人にとって望ましい入所先の施設がある場合でも、市町村の報酬助成の制限のために、その施設に転所すると報酬助成が受けられなくなるなどの事案も生じている。

市町村の裁量に委ねられた現行の利用支援事業は、利用者の立場からすれば公平かつ適切に助成を受けられない仕組みとなっている。国は、今後、助成要件及び助成対象を不当に限定せず、全国統一の適切な条件で報酬助成の制度を設計し直し、予測可能性の高い助成制度にすることが必要不可欠である。

以下、各要件について、項目ごとに述べる。

① 助成要件（申立類型）

本報告書によれば、申立類型に関して、本人申立てを「対象外」又は「対象外とする場合がある」とする市町村が29.7%、親族申立てを「対象外」又は「対象外とする場合がある」とする市町村が34.5%である。

これを踏まえると、市町村長申立ての案件にのみ報酬助成を行う市町村も少なからず存在することになるが、本人申立てや親族申立ての案件であっても、本人に資産・収入がなければ後見人等が報酬を受けられないことは、市町村長申立ての案件と何ら変わりはない。また、申立て類型によって後見事務の内容が変わるものでもない。居住する市町村によって助成の可否が異なることは問題であり、本人申立てや親族申立ての場合であっても、報酬助成制度の対象とすべきである。

② 助成要件（生活保護受給世帯等に限定しないこと）

成年後見制度利用支援事業において、市町村によっては、生活保護受給世帯及びそれに準じた世帯であることを助成要件とするところがあるが、これも要件として狭きに失する。

低所得であることを理由に報酬を支払うことができない利用者は、生活保護受給世帯及びそれに準じた世帯に限られない。報酬助成の要否は、報酬を支払うことで本人の生活の基盤が損なわれるか否かという視点から独自に判断されるべきであり、生活保護受給世帯及びそれに準じた世帯に限定されない。

③ 助成要件（収入、資産要件）

ア 収入要件

本報告書によると、「本人」の収入要件に関しては、150万円以上200万円未満を上限とする市町村が最も多く54.5%で、200万円以

上を上限とする層は0.0%である。しかしながら、日本司法支援センター（以下「法テラス」という。）の資力要件を満たす「本人」の収入要件が平均月収18万2000円（家族一人の場合）であることを考えると、現行の収入要件は、低所得者の多くを対象外とし、成年後見制度の利用を抑制していると評するよりない。少なくとも法テラスと同程度に原則年220万円の収入がない「本人」は、報酬助成の対象とすべきである。ただし、収入の上限額の設定に当たり、物価の地域差を加味することまで否定するものではない。

イ 資産要件

本報告書によると、「本人」の資産要件に関しては、100万円未満を上限とする層が44.5%、150万円未満の層が73.4%である。報酬額を控除しても本人の生活基盤を損なわないという観点からすれば、原則100万円未満の資産しかない「本人」は、報酬助成の対象とすべきである。ただし、資産の上限額の設定に当たり、物価の地域差を加味することまで否定するものではない。また、「本人」の資産に関して、居住用不動産を算入すべきではない。居住用不動産は生活の拠点であり、報酬支払の原資となり得ないからである。

ウ 「世帯」の収入、資産を考慮すべきでないこと

本報告書によれば、収入を要件とする市町村のうち、「世帯」の収入を理由に助成対象外又は運用上対象外とする場合がある市町村が62.7%、収入と資産を要件とする市町村の内、「世帯」の収入を理由に助成対象外又は運用上対象外とする場合がある市町村が53.4%、「世帯」の資産を理由に助成対象外又は運用上対象外とする場合がある市町村が54.2%に上る。過半数の市町村において、本人の「世帯」の収入や資産を理由に利用支援事業の助成対象としない場合があり得るが、これは重大な問題である。後見人等は本人以外の世帯員から報酬を受け取れるわけではなく、世帯員に報酬の負担を求めることもできない。後見人等は「世帯」の収入や資産状況を把握する権限を有せず、その点に関する資料を必要書類として提出することも困難である。本人の「世帯」の資産・収入を報酬助成の適用要件とすること自体に問題があると言わざるを得ない。

エ 助成対象（後見人等、監督人等の別）

本報告書によると、後見人等を報酬助成の対象とする市町村は約95%である一方で、法定後見監督人を対象とする市町村は約28%、任意後見

監督人を対象とする市町村は9%、財産管理人を対象とする市町村は6%に留まる。

令和7年においても法定後見監督人等の選任件数は全体の3.4%に留まるが²、資産が乏しいにもかかわらず監督人が選任される案件には、例えば、親族後見人等の財産管理や身上監護のサポート、本人の特性に後見人が適切に対応するための助言指導が必要な事案で、労力や負担が大きいなど、相応の理由があることが少なくない。また、任意後見監督人に関する助成がなされなければ、低所得者の任意後見制度の利用促進が進まない。今後市民後見人の選任を増やすに当たって、監督人が報酬助成制度を利用できないとすれば、専門職が市民後見人の監督人への就任を固辞するような事態も懸念される。監督人等も成年後見制度の重要な担い手であることを踏まえ、助成対象を後見人等に限定せず、監督人等も対象にすべきである。

また、同様に、後見人等のみならず、その前後で選任されることのある財産管理人、すなわち、後見等開始事件を本案とする審判前の保全処分の一類型として選任されることのある財産管理者、あるいは、まれに民法第897条の2第1項に基づいて選任される相続財産管理人についても、助成対象とすべきである。

オ 助成対象（本人死亡後の報酬助成）

本報告書によると、本人死亡後の報酬も対象としていた市町村は66.2%に留まっている。しかしながら、本人死亡後に生前の報酬審判がなされることはしばしばあり、このような場合に助成の対象外とされ無報酬となる問題は決して小さくない。本人死亡後の報酬についても、助成の対象とすべきである。

(3) 報酬助成基準の在り方について

本報告書によれば、家庭裁判所の審判において助成額を超える加算があった場合、加算額を支給しているとする市町村は、全体の5.9%に留まっている。また、ヒアリング調査でも、専門職団体より、報酬助成額について、基準金額の増額を求める要望がなされている。さらに、物価の上昇も進行しており、現行の成年後見制度利用支援事業においても、報酬助成基準の見直しは喫緊の課題である。

² 最高裁判所事務総局家庭局「成年後見関係事件の概況」（令和7年1月～12月）

そのような中、本年6月17日、成年後見制度等に関する改正民法が成立した。法改正後は、適切な時機に必要な範囲と期間で利用できる制度として、必要性の原則を採用することにより包括的代理権等の付与を廃止する補助制度への一元化が基本となる。これに伴い後見人等の事務の在り方が変わることから、これを機に報酬助成の在り方についても見直すことが必要となる。具体的には、報酬助成の趣旨が、低所得者の後見人等や監督人等であっても適切な報酬を受けることにあるから、報酬助成基準は、あくまで家庭裁判所の報酬審判額を原則とすべきである。

これに対し、報酬の対象事務には、生活支援や福祉的支援の事務のみならず、法的課題処理の事務も含まれるところ、後者の事務については報酬審判額が個別事案による幅が大きくなることも想定され、助成基準の基本を家庭裁判所の報酬額とすることに消極的な意見もあり得る。また、家庭裁判所の審判額を助成対象とすると、個別性が高く、市町村が報酬助成の需要を想定し予算計上することが難しくなるという消極意見も考えられるところである。

しかしながら、例えば相続や不動産売却等の法的課題を処理した場合、本人は相応の資産を取得することが通常であるから、このような事案はそもそも報酬助成の対象とならない。実際に法的課題を処理して報酬助成の対象となるのは、自己破産申立てや債務整理、金銭給付を受けない離婚等の事案である。これらの自己破産申立て等の事案については、報酬審判額もさほど高額にならないことが想定されるが、その法的課題の処理は生活支援の延長線上にある、助成の必要性の高い事務である。また、特にこれらの事案については、弁護士が後見人等に選任され、弁護士が自己破産手続等を行ったにもかかわらず、報酬を適切に受けられないことが少なくなく、かかる意味でも助成の必要性が高い事務である。

とはいえ、家庭裁判所の報酬審判額には幅が見込まれ、財源にも限りがあることから、助成額に一定の上限額を設けることはやむを得ないものとする。

ただし、その場合にも、法改正後の補助制度においては、本人の意思決定支援をはじめ担い手に求められる専門性が高くなること等を勘案すると、上限額を年額40万円未満に設定すべきでない。また、将来的な物価の上昇にも時機に遅れず対応していくことが前提となることはいうまでもない。

なお、現行の成年後見制度をそのまま利用する場合の後見人等に対する報酬助成基準についても、上記と同じ考え方によるべきである。本来、現行の成年後見制度であっても、報酬助成制度の趣旨が、低所得者の後見人等や監督人等であっても報酬を受けられるようにする点にあることからすれば、家庭裁判所

の報酬審判額を助成基準とすることが相当であるからである。また、本報告書によれば現在も25年以上前の平成12年7月3日付け厚生労働省老健局計画課長通知の参考価格（在宅で月額2万8000円、施設で月額1万8000円）に基づいて報酬助成をしている市町村が多いが、前述したとおり、専門職側からは、助成額として労力に見合わず、基準額の増額の要望も根強いこと、二つの助成基準があるとわかりにくく、選択した制度によって構造的に不公平な扱いが生じる可能性があること等が、その理由である。これを機に、成年後見制度の報酬助成基準全般を見直すことが求められる。

(4) 報酬助成のその他の条件について

① 報酬助成の振込先

本報告書によると、報酬助成の振込先として、本人宛てとする市町村が46.9%、成年後見人等宛てとする市町村が40.4%である。

代理権がない保佐人、補助人案件や、報酬の支払について本人の理解が得られにくい案件、本人死亡後の案件等において、本人宛てに振り込まれたがゆえに、その後本人ないし相続人から支払いがなされず、後見人等や監督人等が報酬を最終的に受けられない案件が少なからず報告されている。

しかしながら、利用支援事業は、本来本人から報酬を受け取ることができないため、これに代えて、後見人等や監督人等に報酬を支払う制度である。本人宛てに振り込むことにより、後見人等や監督人等が報酬を受け取ることができないということでは、同事業の目的が達せられない。市町村ごとに対応が異なる点も問題である。特段の事情がない限り、本人口座だけではなく、後見人等や監督人等宛てに振り込むことも可能とする制度設計にすべきである。

② 報酬助成の申請期限

本報告書によると、利用支援事業の申請期限を要綱上定めている市町村が83.6%であり、具体的な期限については、審判が出た日から1か月から2年までとの回答があった。この点に関し、予算の制約等から申請期限を定めることについては一定の合理性があるものの、例えば、審判が出た日から1か月以内に申請するというのは、申請書類の作成や添付書類（非課税証明書等）に要する時間を考慮すると、かなり困難であり、利用支援事業の活用が困難となる。そのため、申請期限を定めるとしても最低半年程度の期間を設けるべきである。

(5) 国が利用支援事業における助成金を義務的経費として負担すべきこと

前述のとおり、現状、市町村ごとに要綱や助成基準が異なり、助成基準を全国で統一する必要性が高い。また、病院や施設の多い市町村や、対象要件の緩やかな市町村に利用支援事業の利用が集中することにより、特定の市町村に財政負担が偏重しているといった実態もある。

今後、国が報酬助成について統一的な条件を示した場合であっても、現状の利用支援事業のような在り方では、実効性が確保されず、課題の解決に至らないことが強く懸念される。したがって、この助成金を義務的経費とし、国がこれを負担すべきである。

殊に法改正により、利用者の利便性が向上し、利用者数が増えることも想定され、これまで成年後見制度の利用が少なかった市町村においても報酬助成制度の利用が増えることも想定される。国が義務的経費を負担することで、市町村の財政的負担を軽減し、より多くの市民が新しい成年後見制度を適切に利用でき、全国どこに居住していても統一的に同等の助成を受けられるようにすることが求められている。

成年後見制度は、社会のインフラであり、セーフティネットである。低所得者であってもこれらの制度の利用を可能にする報酬助成は、ナショナルミニマムを達成するための、極めて重要な経常的経費といえることができる。

(6) 国の定める統一的条件と補助金との紐付け

直ちに国が助成金を義務的経費として負担することが困難であるとしても、国は、高齢者関係、障害者関係を問わず、報酬助成事業を一律必須事業として位置付け、上記(2)ないし(4)で述べたとおり、助成要件や助成基準等を適切な形で規定し、全国で統一すべきである。

そして、国が定める統一的条件と国による補助金交付とを紐付け、国が定める条件を充足した場合にのみ補助金を交付する仕組みに改め、市町村がその条件を遵守するよう促す制度設計とすることで、国が定めた統一基準の実効性を確実に図るべきである。

なお、ここで重要なのは、国による市町村に対する補助の充実である。本報告書によれば、予算が不足したところのある市町村が18.7%に上っている。今後報酬助成制度が利用しやすくなり、利用者数の増加が見込まれることから、市町村が財政上の不安なく事業を実施できるよう、国は市町村に対して十分な補助を行うことが極めて重要である。

また、現状、前述したとおり、市町村ごとに利用支援事業の対象要件や助成基準がまちまちで、市町村をまたぐ転居をしたり、居住地特例の対象施設等に入所したりする場合や、生活保護の実施機関と住民票上の住所地が異なる場合

などに、利用支援事業を利用できなかったり、利用できたとしても助成額が異なったりすることがある。今後、国として、複数市町村が関与する場合に、どの市町村が利用支援事業を実施するかの方針及び判断方法を明確化すべきである。

(7) その他

なお、現在、市町村によっては、相続財産や不動産の処分等で収入が生じたときや本人の死亡時において相続財産が残っていた場合に、助成金の返還を求めることを可能とする制度がある。返還の基準や方法等については、報酬助成制度の制度趣旨、制度の適用要件等との整合性を図りながら慎重に検討する必要があるが、上記(5)あるいは(6)のいずれの枠組みであっても、限られた財源の中で、必要とする人が広く成年後見制度を利用できるよう、今後検討されるべき事項である。

3 申立費用助成制度について

全国どの地域においても成年後見制度や法改正後の補助制度を必要とする人が制度を利用できるようにするために、国は、本人が低所得者であっても後見等開始申立てを適切かつ迅速になし得る環境を全国的に整備する必要がある。

しかしながら、本報告書によれば、「市町村長申立て」については、運用上対象としている市町村が90.4%であるのに対して、「市町村長申立て以外」の申立類型について運用上対象としている市町村は54.4%に留まっている。また、被後見人が後見類型の場合に、申立費用の助成対象とする市町村が93.9%であるのに対して、後見類型以外の場合に、申立費用の助成の対象としている市町村は84.4%に留まっている。申立費用としては、後見等開始審判申立てに当たり家庭裁判所に納めた申立費用、診断書代等があるが、申立類型や後見の類型等によって申立費用の助成に差異を設けるべきではない。

また、助成要件を生活保護受給世帯やそれに準じた世帯に限定すべきではなく、資産要件を設ける場合であっても、「世帯の収入・資産」ではなく「本人の収入・資産」を基準とすべきである。さらに、申立費用の助成は実費の助成であり、報酬助成よりも財政負担が軽いことなどからすれば、その助成要件、助成対象は、報酬助成制度よりも緩やかに設定することが相当である。

市町村ごとに助成の要綱や運用がまちまちで、市町村によって助成の有無が異なる現状は改善されるべきである。申立費用助成制度の助成要件、助成対象や助成基準についても、全国統一の条件に一新する必要がある。

そのために、申立費用助成金を義務的経費として国が負担すべきこと、また、それが直ちには困難である場合であっても、申立費用助成事業を一律必須事業と

した上で、市町村に対する補助を充実させるとともに、国が定めた条件と補助金交付条件と紐付けるべきことは、前記２と同様である。

4 周知方法について

本報告書によれば、利用支援事業に関する周知・情報提供の方法として、ホームページに要綱を掲載し、周知をしている市町村は44.8%と半数以下であった。

リーフレット等による周知方法も重要ではあるものの、今日のインターネットの普及状況を踏まえれば、まずホームページによる周知が有用である。

また、本報告書によれば、掲載事項として、相談窓口・問い合わせ先を記載した市町村が93.7%である一方で、申請手続や適用要件に関する記載をしている市町村は50%前後に留まっている。さらに、現状でも利用支援事業の申請手続や適用要件等について、わかりにくいという不満の声が利用者側から上がっている。市町村は、申請・相談窓口のみならず、申請手続や申請書式、適用要件、適用対象、助成基準額等の情報を掲載すべきであるし、かつ利用者が検索しやすく、見やすい掲載方法が望まれる。国は、市町村に対し、このような掲載方法を促していただきたい。

5 結語

成年後見制度は、今や社会において重要な基礎となる制度であり、セーフティネットである。報酬助成や申立費用助成の推進は、成年後見制度利用促進基本計画における重要な政策課題であり、法改正後の補助制度においても、これらの推進が、制度の利用促進の鍵を握る極めて重要な政策課題であることに変わりはない。

当連合会は、国に対し、速やかに課題解決に向けた抜本的な改善措置をとるよう強く求める次第である。

以上